



(仮称) 液化水素サプライチェーン 川崎 LH₂ ターミナル計画に係る条例見解書の縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、(仮称) 液化水素サプライチェーン 川崎 LH₂ ターミナル計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 液化水素サプライチェーン 川崎 LH₂ ターミナル計画
種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

2 指定開発行為者

名 称：日本水素エネルギー株式会社
代表者：代表取締役社長 原田 英一
住 所：東京都港区虎ノ門一丁目2番3号

3 公告日

令和7年3月31日（月）

4 条例見解書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和7年3月31日（月）から4月14日（月）まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 縦覧場所及び時間

川崎区役所（12階）・田島支所（仮庁舎）・大師支所（仮庁舎2階）

環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

午前8時30分～午後5時。（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

※縦覧開始日（3月31日）は、午前10時から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>



検索 川崎市 アセス図書の公表

5 事業内容等に関する問合せ先

窓 口：日本水素エネルギー株式会社
住 所：東京都港区虎ノ門一丁目2番3号
電 話：03-6206-6876
FAX：03-3539-9106
メール：info_jse@japansuisoenergy.com

6 備考

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した図書です。

問合せ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課 鈴木
電話 044-200-2152



川崎市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



COLORS
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年3月31日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき、(仮称)液化水素サプライチェーン 川崎 LH₂ターミナル計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したもので

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	日本水素エネルギー株式会社 代表取締役社長 原田 英一
	名 称	(仮称)液化水素サプライチェーン 川崎 LH ₂ ターミナル計画
	種 類	工場又は事業所の新設（第3種行為）
	実施区域	神奈川県川崎市川崎区扇島8
	目 的	液化水素サプライチェーンの実証のための受入基地（貯蔵タンク等）の建設及び運用
	内 容	ガス供給業 区域面積：約183,167 m ² 建築面積：5,821 m ² 排水量：0 m ³ /日（日平均） 燃料使用量：0kL/h
	施行期間	令和7年5月～令和12年1月（予定）
	縦覧期間	令和7年3月31日（月）から令和7年4月14日（月）まで
縦覧のお知らせ	縦覧場所及び時間	■川崎区役所（12階）・田島支所（仮庁舎）・大師支所（仮庁舎2階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（3月31日）は午前10時から行います。
	ホームページ	ホームページから条例見解書の閲覧ができます。  <input type="text" value="検索"/> <input type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/>  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp